

# 琉球大学学術リポジトリ

## 1960年1月の安保条約改定時の核持ち込みに関する 「密約」に係る調査の関連文書No.1

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-14 キーワード (Ja): 核持ち込み問題, 東郷次官, ホドソン米国大使 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43860">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43860</a>



25

安全保障に関する日米新条約案(三三一一四)に  
関する説明

三三一一一 五 米米保長

- 一 大正
- 二 治平
- 三 米米保長
- 四 米米保長
- 五 米米保長
- 六 米米保長
- 七 米米保長
- 八 米米保長
- 九 米米保長
- 十 米米保長

一 名称及前文

(イ) 新条約案は内容を安全保障に限局する建前から、名称を米案の「相互協力及び安全保障」を「安全保障のための相互協力」に改めた。(後述三参照)

(ロ) 経済協力に関する米案前文第二項を削り、又一極東の平和と安全を相互協力の利益と認める趣旨の前文第五項を加へた。  
(後述三、六及び七参照)

二 第一条

米案前文第一項を削り、  
米案前文第二項を削り、  
米案前文第三項を削り、  
米案前文第四項を削り、  
米案前文第五項を加へた。

国連憲章第二條の趣旨を醸つたもので、米案通り。

三 米案第二條(経済協力条項)

(イ) 安全保障関係は政治経済を含む広い日米関係の一環であり、米側も其の趣旨から入れて来たのであるから存置することが適當であるとも考へられるが、

(ロ) 他方

1. 斯る規定を置いても具体的内容がなく(他に通商航海条約及相互防衛援助協定も存する)、「見せかけの規定」であるとの非難が起り得べく、

2. 恒久的に広く協力関係を規定する条約でなければそぐわな

い(条約地域の決め方と関連する。尚NATO及びSEATO

○には斯る規定があるが、米韓、米台、米比条約には存しな  
50)

と考へられるので本案では削つてある。

四米案第三条(相互協力条項)

(1) 本条は「自助及び相互援助に基礎を置く集团的取極」に言及した相互援助に関するヴァンデンバーグ決議の精神を謳つたもので、米側は極めて重視する所と認められ、特に日米間の場合には我方に於て海外派兵を行はず等の制約がある為め米政府の国内説得の見地よりは其の比重が一段と大であることも察せられる。

(2) 他方我國の憲法解釈上日本自身の直接防衛<sup>以</sup>外の目的の為め

の防衛力は認められないとすれば本条により我方が日本の自衛の為めのみならず「米國の防衛の為に防衛力を維持育成する」義務を負うと云う風に解されるときは憲法違反となる。同様の問題は相互防衛援助協定の国会審議の際非常な問題となつた経緯あり、依て国内的には本条を削除することを条約全体の為めに適当とする。

(3) 斯くて本条は本案では削つてあるが、(1)国内的には之を削除する方がよいことは明らかであるとしても、(2)米側に之を撤回せしめることは、米側特に国防省方面及び米議會の關係で尠らざる困難あるべきのみならず、日本は相互援助の精神を容れざるや、又日米共同防衛の気持がありや否やを疑はしめるに至る情

惧なしとせず(5)尚本条は安保条約前文に代つてM B A協定の基礎となるべきものであり、我方防衛庁方面に於て斯の種規定の削除がM B Aに響くこと<sup>を</sup>惧れることあるべきは留意の要あり、何れにせよ本条の取扱は慎重に考へる必要がある。

(二) 尚本条を存置する場合も、破壊活動に関する後段は、(1)国内に無用の刺戟を与へる惧あり、(2)武力<sup>攻</sup>撃は間接侵略を含むと解し得べく、更に(3)米側の解釈では本段は安保条約第一条の如く間接侵略に対する対抗措置を意味するものでないとのことであるので、之を削ることが適当と思はれる。

#### 五 第二条

前文新第五項を承け、米案第四条の後段即ち極東の事態に関する

る実質的協議を別掲せるものである。

#### 六 第三条

(1) 前文第四項(日本防衛)及第五項(極東の平和と安全)を承け、米軍の駐留、基地使用を規定するものである。

(2) 「別に合意する条件」とは、行政協定及び議定書(後述、米案フォーマーミナラ)を指す。

#### 七 第四条

(1) 本条は条約地域(援助義務の発動する被攻撃対象)に関する最も重要な条項である。

1. 米案第五条に依れば、相互援助の建前を貫き、条約地域は日本、沖縄小笠原、及太平洋の米属領諸島とし、援助内

容は憲法の制約に従うこととしているが、

2 其後の話合に於て米側は条約地域を日本及沖繩小笠原とすることも考慮し得べしとの態度を示している。

(四) 本案は憲法上及び現実の事情に鑑み最も事実に則して表現せるものであつて、即ち

1 第一項に於て米國の日本援助義務を規定し、(但し表現は行政協定第二十四条を採つてあるが、米側は米案の如き通常の表現を好むてある。)

2 第二項は沖繩小笠原に關し、防衛責任は専ら米國にあるも、場合に依り我方も米國と協議の結果に基き直接防衛することあるべき旨を諷つてゐる。

(五) 本条の取扱は極めて慎重なるを要する処、

1 条約地域に太平洋(或は西太平洋)の米屬領を含めることは米側も形式上相互援助を買く為めであつて我方にとり實質的問題は生ぜず、又条約の存続を沖繩小笠原の地位如何と無關係ならしめ得べく、安定性ある相互援助型の条約として米側が依然として最も希望する所である。

2 現在迄米側が明らかにした所では、条約地域から米屬領は外すとしても沖繩小笠原迄を含めることは強い要件としており、表現に就ては「共通の危険に対処する為め憲法の手続に従ふ」を強く推してゐるが、沖繩小笠原に就ては現在の地位を前提としてゐるから、日本の与へる援助内容は

憲法の範圍内なることを明にするため、「憲法の規定と手続に従い」とすることには同意している。条約地域を日本及び沖縄小笠原とするときは、

A、米属領を含める心理的困難を回避しつつ米側と妥結に達する見込あるも、

B、援助内容に関する憲法上の制約の点を除き、日本本土と沖縄小笠原は全く同列に置かれることとなり、（此の意味では米領土を含める場合と全く同様である。）

O、建前上沖縄小笠原は米領土として入る訳であるから、沖縄小笠原の地位が変る場合条約を改める必要を生ずべく、此の点は期限の問題と結び付いて来る。

3 本案に依るときは、

A、事実を最も正確に写したものであるが故に国内に対する説明は最も容易であるが、

B、本案では相互援助の形は極めて稀薄であつて之を基礎として米側と妥結に達する見込乏しく、（既に十月二十八日の山田次官米大使会議の際先方は条約地域を日本のみに限定することの不可なる所以を明にしているので、改めて大臣から再び提案すること自体慎重を要すべし。）

O、沖縄小笠原の地位が変る場合は条約は各実共に米国の日本防衛義務対日本の基地供与の均衡にたつて其の準備を案

を本ととなるべき点は条約地域を日本及沖縄小笠原とする

場合と同 <sup>存同語か</sup> ある。

(二) 第三項は國連安保理事會との關係である。

八 第五條

米案第七條の通り。

九 第六條

米案第四條前段の條約實施に關する協議を第二條と分けて規定せるものである。

一〇 第七條、第八條

夫々米案第八條、第九條の通り。但し批准書交換は通例に換りワシントンとした。

一一 第九條

(イ) 本案に依れば第四條が沖繩小笠原の現在の地位を前提とせる表現である為め、期限を長くしては其の間返還が實現しないとの



印象及議論を招く惧あるに因り、期限を五年とし、爾後一年の予告で失効せしめ得る形とした。但し米側は原案の如く十年を強く要望するものと判断される。

(四) 第三項は安保条約の失効条項の字句の一部を活かしたものである。但し此の点は本条約が国連の措置に代るものなりや補充するものなりやの問題を包蔵する。

#### 一三 議定書

米案フォーミュラを議定書の形とせるものである。尚米案では「共同協議事項とする」とあるのを「協議の上実施する」と改めてより明確な表現を試みている。

#### 一四 行政協定

(イ) 現行行政協定は安保条約と共に失効するが、新条約下に於ても同様な協定が必要であり、此の問題に付、米側は新条約になつたが為めに必然的に修正を要する点を修正でした上、現行協定を其の儘活かすことを期待している。

(ロ) 新行政協定は、従来の経緯に鑑み、国会の承認を求める必要ありと考へられる。而して其の方法としては、

1、此の際改めるべき点は改めて永続的な新協定として国会に提出する。

2、必然的な修正（前文、第二十四条削除等）及び最少限の修正（分担金廃止、施設の共同使用等を検討する）を行つて當分之以よるとして国会に提出する。

3、現行協定に必然的な修正のみを加へたものを暫定的に採用し、追て所要の改訂を加へると云ふことで国会に提出する。等の方法が考へられるが、1は時間的に不可能なるのみならず新協定と云つても実質的にはと相似たものなるべく、3は近く全面的改訂が行はれるとの行き過ぎた期待を生ぜしめて後になつて政府を窮地に陥れる惧あり、出来るならば2が適當であると思はれる。